

過去の採用試験において皆さんから寄せられた質問の中で、代表的なものについてお答えします

1 採用試験について

Q 1 学歴、性別、現役学生と既卒者、職歴、既婚等の条件によって、有利、不利がありますか？

A 1 採用試験は公平・公正に行っており、試験の受験や可否に関して、そのような条件による有利、不利はありません。

Q 2 採用試験の日程はいつ頃決まるのですか？

A 2 本組合の職員採用は毎年実施しているわけではなく、退職者の発生等による補充という形で、不定期に実施することが多い状況です。

採用試験を実施する場合は、組合ホームページ等にその旨を掲載しますので、受験希望の方は随時組合のホームページを御覧ください。

Q 3 指導員職の受験には特別な資格・免許が必要ですか？

A 3 大学、短大等でこちらの指定する学科を専攻されているか、試験実施要項に記載している資格をお持ちであるか、障がい児施設若しくは特別支援学校で一定の勤務経験があるかのいずれかの条件を満たす必要はあります。(詳細はホームページに掲載している実施要項でご確認下さい)

Q 4 基礎能力試験や専門試験はどのようなものですか？

A 4 基礎能力試験については、試験実施要項に記載しておりますとおり、非常に基礎的な能力を問う問題です。高校卒業程度の学力があれば、充分に対応できるレベルとなっています。

また、専門試験については、福祉分野の知識を問う問題となっております。

Q 5 採用試験実施要項に書かれている指導員職の受験資格のなかで、大学等での特定の学科の専攻が条件となっておりますが、もう少し具体的に教えてください。

A 5 要項のなかでは「大学(大学院含む)、短期大学、専門学校において福祉・心理・保育に関連する学科を専攻」とありますが、各学校において、その名称や内容は様々になっています。ここでは具体的に今回の受験資格に適合する学科等の例として下記に記載しますが、判断が困難な場合は組合総務課までお問い合わせ下さい。なお、学科やコースの専攻ではなく、一般教養課程での関連科目の単位取得のみの場合は、該当しませんのでご了承願います。

大学・短大・専門学校

社会福祉学科

児童心理学科

介護福祉学科

発達心理学科

心理学科

保育学科

臨床心理学科

* 名称は学科、専攻科、コース等、各学校でのものによります

Q 6 採用試験実施要項に書かれている指導員職の受験資格のなかの、障がい児（者）施設での勤務という条件に該当する施設とはどのような施設ですか？

A 6 受験資格における「障がい児（者）施設での勤務」とは、障害者総合支援法や児童福祉法に明記されている障がい児（者）支援施設等の施設のことです。高齢者の介護施設は含んでいませんが、介護福祉士の資格を持って居られる場合は該当することになります。

Q 7 採用試験実施要項に書かれている指導員職の受験資格のなかの、特別支援学校での勤務という条件に該当するものは具体的には何を指していますか？

A 7 受験資格における「特別支援学校での勤務」とは、視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児、病弱児に対する特別支援学校において、「教諭」「実習助手」「養護教諭」「寄宿舎指導員」の勤務を指しています。

Q 8 合格決定の方法を教えてください。

A 8 第1次試験では、指導員職は基礎能力試験、専門試験、適性検査、作文試験及び集団面接試験を実施し、その合計点数において一定点数以上を取られた方が、第2次試験である個別面接試験受験対象者となります。

そして、第2次試験の個別面接での成績上位者の方を合格者とします。本組合では「人物重視」の採用方針をとっています。

Q 9 合格すれば必ず採用されると考えていいのでしょうか？

A 9 原則として、最終合格は本組合職員として採用される候補者になったことを意味するにとどまり、必ず採用されるということではありません。

2 配属や業務内容について

Q 10 相談員職・指導員職の場合、採用されたらどの施設に配属となるのですか？
また、採用後の配属先の異動については、どうなっていますか？

A 10 今回の採用についての配属先は試験実施要項に記載のとおりですが、配属後には職員の適性や勤務年数等を考慮して、乙訓福祉施設事務組合内の各部署に異動する場合があります。

3 給与、福利厚生等について

Q 11 配属された後の給与はどのようになっていますか？

A 11 初任給については、採用試験実施要項に記載しておりますが、採用された時点での学歴、職務歴等により、一定のものにならないことがあります。
また、その他の手当として、期末・勤勉手当（6月、12月）、扶養手当、住居手当、通勤手当などを、それぞれの要件に応じて支給します。

Q 12 結婚、出産、介護の機会があっても仕事は続けられますか？

A 12 本組合では結婚、出産、介護などの特別休暇や育児・介護休業等の制度があり、そのような機会を迎えても仕事が続けられる体制を取っています。

Q 1 3 休暇制度はどうなっていますか？

A 1 3 年次有給休暇は年20日を付与し（初年度4月採用の場合は15日で、採用日によって付与日数は変わります。）、未使用日数は20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。このほか、夏期休暇等各種の特別休暇があります。

Q 1 4 その他の福利厚生全般については、どのような仕組みになっていますか？

- A 1 4
- ◆健康診断、健康相談については、全職員を対象とした健康診断を年1回実施するほか、それぞれの職務に応じた特殊健康診断などを実施しています。また、ストレスチェックを実施し、心身の健康について応じています。
 - ◆公務災害補償制度
職員が工作中または出退勤の途上で受傷した場合等に、その医療費などを補償しています。
 - ◆共済組合
職員やその被扶養者の病気・けがなどに対する短期給付事業をはじめ、職員の退職後や障害、または死亡に対する年金の相談、人間ドック、健康づくり、各種貸付、貯金等の事業を行っています。
 - ◆厚生会
互助共済及び福利厚生の増進を目的とした事業を行う「京都府市町村職員厚生会」に加入し、各種福利厚生サービスを受けることができます。